

令和7年(2025年)3月新規学校卒業者の 採用選考について

令和6年度(2024年度)「公正な採用選考推進協議会」申合せ

企業各位におかれては、新規学校卒業者の採用選考に際して、人権問題の正しい理解と認識の基に就職差別を排除し、就職の機会均等を保障するために、文部科学・厚生労働両省の通達の趣旨に沿って、下記事項を厳守されるようお願いいたします。

記

1 応募書類について

中学校・義務教育学校・特別支援学校中学部卒業生については、「職業相談票(乙)」、高等学校(定時制又は通信制を含む。以下同じ。）・特別支援学校高等部卒業生については、厚生労働省、文部科学省及び全国高等学校長協会の基に定められた「全国高等学校統一応募書類」を使用することとし、大学卒業生等については、厚生労働省が示した「新規大学等卒業予定者用標準的事項の参考例」に基づいたもの、又は、「厚生労働省履歴書様式例」を使用することとする。

2 採用選考について

就職希望者の職業選択の自由を保障し、就職の機会均等を確保するため採用選考にあたっては、応募者本人の適性・能力に関係のない事項を採否決定の判断材料とすることなく、本人の基本的な人権を尊重した合理的な選考が実施されるよう、特に次の事項を厳守することとする。

- (1) 「全国高等学校統一応募書類」等の使用の趣旨に沿い、出生地、家族の職業、家庭環境、家庭の経済状況など就職差別につながるおそれのある質問(社用紙の提出を含む)、作文、調査等は行わないこととする。
- (2) 縁故者の優先採用を排するとともに、障がい者、定時制・通信制在学者、外国籍者等についても公正な選考を行うこととする。
- (3) 応募前職場見学に参加することを、応募・採用の条件としないこととする。

3 推薦・選考開始について

(1) 高等学校・特別支援学校高等部

- ① 推薦開始 9月5日以降とする。
- ② 選考開始 9月16日以降とする。

(2) 中学校・義務教育学校・特別支援学校中学部

- ① 推薦開始 1月1日以降とする。
- ② 選考開始 1月1日以降とする。

4 求人者の学校訪問について

求人者が求人活動のために行う学校訪問は、安定所に求人者の申込みを行った後、事前に学校へ連絡して、了解を得た上で7月1日以降に訪問することができる。

5 家庭訪問について

求人者又は、その委託を受けた者が、直接家庭を訪問して新規学校卒業者を対象とする求人活動は行わないこととする。

6 採否結果の通知について

求人者は、採否結果を決定次第、直ちに学校及び学校を通じて応募者に、文書をもって通知することとする。

なお、不採用者があった場合には、その者の応募書類を学校に返却の際、その理由についても具体的に記載し、併せて通知することとする。

7 採用（内定）生徒の就労開始の時期及び研修等について

- (1) 就労開始の時期は、高等学校・特別支援学校高等部においては卒業式後とし、中学校・義務教育学校・特別支援学校中学部においては令和7年（2025年）4月1日以降とする。
- (2) 卒業式前に企業が実施する実習・研修は、学校教育に支障を来し、また、災害発生等が懸念されるため、これを行わないこととする。